

別表 2 (第 4 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助限度額・補助金の額 (1 事業者あたり)
オンライン広告配信事業	事業者が保有する旅行者向け Web サイト等を活用したオンライン広告の配信に必要な経費 ※ただし、オンライン広告配信事業を実施する場合は、当該事業のみでの申請は認めないこととし、他の補助事業と組み合わせて実施するものとする。	<p>&lt;限度額&gt;            上限額：3,000 千円            下限額： 200 千円</p> <p>&lt;補助金の額&gt;            補助対象経費の実支出額に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額            (当該額が補助下限額未満となる場合は、零とする。) 以内の額            (当該額が上限額を超える場合は、3,000 千円)</p>
Web サイト診断事業	事業者が保有する旅行者向け Web サイトの診断に必要な経費	
SEO 対策事業	事業者が保有する旅行者向け Web サイトの SEO 対策に必要な経費	
SEO 対策に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用する Google ビジネスプロフィール (以下「GBP」という。) の登録・設定・運用・多言語化及び人材育成研修業務に必要な経費	
SNS 登録・運用に係るコンサルティング等事業	事業者が旅行者向けに運用する SNS (Facebook、Instagram、YouTube 等) の登録・設定・運用及び人材育成研修業務に必要な経費	

(注)

※補助事業は、岐阜県内の施設、店舗、事業に係る事業に限る。

※補助対象経費は外部事業者へ支払う委託費に限る。ただし、知事が事業実施上必要と認める経費については、特別に認める場合がある。

※補助対象経費は、交付決定日から令和 6 年 1 月 19 日までの期間に実施し、支払いが完了した経費に限る。

※見積書、請求書等の根拠書類は「一式」ではなく、費用明細や作業内容等の内訳が分かるものを提出すること。

※本事業の委託費の中で、専門家に支払う謝金等を支払う場合の基準は、「専門家に係る謝金等基準」(別添 1) のとおりとする。

※次の経費は、補助金の対象外とする (次の経費が委託費に含まれる場合も含む)。

(1) 委託費以外の経費

(2) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費

(3) 見積書、契約書 (注文書・注文請書)、仕様書、納品書、検収書、振込控、領収書、請求書等の根拠書類 (帳票類) が不備の経費

(4) 申請書に記載されていない事業に係る経費

- (5) 補助金事業実施計画書等各種書類の作成、発行、送付等に係る経費
- (6) 製品又はサービスの開発・実証又は導入（購入・リース等）に係る経費
- (7) 備品又は消耗品の購入に係る経費
- (8) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (9) 経費に占める旅費の割合が50%以上の委託事業の経費
- (10) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (11) 商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (12) ビジネスクラス、グリーン車等に係る特別に付加された経費
- (13) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (14) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (15) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (16) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (17) 各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (18) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費